

門真市制施行60周年記念「Made in KADOMA」PRシール  
交付事業実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、本市の区域内で製品を製造する事業者に対し、門真市制施行60周年記念「Made in KADOMA」PRシール（以下「シール」という。）を交付し、シールを貼付した製品が流通することにより、門真市制施行60周年及び「ものづくりのまち」としての本市のイメージを市内外に広く発信し、もって地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用 本市の区域内で製造された製品又はそのパッケージにシールを貼付し、販売する行為をいう。
- (2) 製造事業者 製造業（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する大分類E一製造業に分類される事業をいう。）に含まれる事業を営む事業者をいう。

(シールの種別)

**第3条** シールは、大サイズ（約3センチメートル角内）及び小サイズ（約2センチメートル角内）の2種類（デザインは、同一とする。）を作成する。

(交付対象者及び対象製品)

**第4条** シールの交付の対象となる者及びシールを使用できる製品は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市の区域内に事業所を有する製造事業者及びその事業者が製造する製品。ただし、当該製品が本市の区域内において製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- (2) 本市の区域内に事業所を有する事業者及びその事業者が製造する本市のふるさと納税返礼品に登録されている製品（前号に掲げるものを除く。）

(交付申請)

**第5条** シールの交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、

門真市制施行60周年記念「Made in KADOMA」PRシール交付申請書  
(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) シールを使用しようとする製品の写真
- (2) シールを使用しようとする製品が本市の区域内で製造されたことを証する書類等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(交付決定等)

**第6条** 市長は、前条の規定による申請があった場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、シールの使用及び交付を決定するものとする。

- (1) 本市の信用及び品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (2) 本事業の趣旨に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (3) 法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、団体、政党若しくは宗教団体を支援し、又は支援しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがあると認められるとき。
- (5) 不当な利益を得るために使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) 品質、性能等について、公的機関の認定等が必要な製品に使用する場合において、当該認定等が得られていないとき。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はその利益になるおそれがあると認められるとき。
- (8) 第三者の利益を害し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとき。

2 市長は、前項の規定によりシールの使用及び交付を決定するときは、申請者に門真市制施行60周年記念「Made in KADOMA」PRシール交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。この場合において、市長は、条件を付して決定することができる。

3 市長は、前条の規定による申請が、第1項各号のいずれかに該当するときは、シールの使用及び交付を決定しないこととし、申請者に門真市制施行60周年記念「Made in KADOMA」PRシール不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(申請内容の変更)

**第7条** 前条第1項の規定による使用及び交付の決定を受けた申請者（以下「使用者」という。）は、決定を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ、門真市制施行60周年記念「M a d e i n K A D O M A」PRシール変更交付申請書（様式第4号）に第5条各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その決定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請内容の審査については前条第1項の規定を準用し、当該申請内容を決定するときは、門真市制施行60周年記念「M a d e i n K A D O M A」PRシール変更交付決定通知書（様式第5号）を使用者に通知するものとする。

(使用の中止)

**第8条** 使用者は、決定を受けた内容について、使用を中止し、又は決定の条件を満たさなくなったときは、速やかに門真市制施行60周年記念「M a d e i n K A D O M A」PRシール使用中止届出書（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

(使用期間)

**第9条** シールの使用期間は、第6条第2項又は第7条第2項の規定による交付決定を受けた日から令和6年3月31日までとする。

(使用料)

**第10条** シールの使用料は、無償とする。

(遵守事項等)

**第11条** 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) シールは、決定を受けた製品のみを使用し、決定に付された条件に従うこと。
- (2) シール及びシールを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) シールは、定められた色、形状等を正しく使用すること。
- (4) シールそのものを商品化しないこと。
- (5) シールを使用するときは、本市がシールを使用した物品等（以下「使用物品等」という。）を保証するかのような誤解を第三者に与えないよう配慮すること。
- (6) 未使用のシールについては、市長に返却しなければならない。

(決定の取消し等)

**第12条** 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消し、使用者に対し、シールの使用の差止め及び使用物品等の回収、破棄等の措置を命ずることができる。

- (1) この要綱に定める事項又は交付決定の際に付した条件に違反したとき。
- (2) 決定に係る申請の内容に虚偽があると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、シールを継続して使用することが不適當であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により決定を取り消したときは、門真市制施行60周年記念「Made in KADOMA」PRシール交付決定取消通知書（様式第7号）により、当該取消しを受けた者に速やかに通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

（損失補償等の責任）

**第13条** 市長は、シールの使用又は決定をしたことに起因する損失補償等一切の責任を負わない。

2 使用者は、使用物品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し責任を負わなければならない。

3 使用者は、シールの使用に関し、故意又は過失により市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（実績報告）

**第14条** 使用者がシールの使用を完了したときは、使用完了日から1箇月を経過した日又は令和6年4月30日のいずれか早い日までに、門真市制施行60周年記念「Made in KADOMA」PRシール使用実績報告書（様式第8号）に、シールを使用したことが分かる製品の写真を添えて、市長に提出しなければならない。

（情報の公開）

**第15条** 市長は、シールの使用促進を図るため、シールの使用状況等（使用者名、使用製品名、写真等を含む。）を市ホームページ等において公開することができる。

（細目）

**第16条** この要綱に定めるもののほか、シールの使用に関し必要な事項は、市長が別

に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年4月30日をもって、その効力を失う。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

住 所

会社名・屋号

代表者氏名

門真市制施行60周年記念「Made in KADOMA」PRシール  
交付申請書

門真市制施行60周年記念「Made in KADOMA」PRシールを使用したいので、門真市制施行60周年記念「Made in KADOMA」PRシール交付事業実施要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 使用製品及びシール希望枚数等

使用する製品名・型番	
シール希望枚数	大サイズ 枚      小サイズ 枚
シール使用期間	年 月 日～ 年 月 日
製品PRポイント(200字以内。 市ホームページで紹介します。)	

ホームページ、SNS等(市ホームページで紹介します。)	
シール使用製品の月間出荷数量	約 個
シール使用製品の最終販売先	1. 北海道 2. 東北 3. 関東甲信越 4. 中部北陸 5. 近畿 6. 中国 7. 四国 8. 九州 9. 海外(国名: )

※シールを使用する製品が複数ある場合は、適宜上の表を追加してください。

## 2 担当者連絡先

部署・役職		氏名	
TEL		FAX	
E-mail			

### 添付書類

- (1) シールを使用しようとする製品の写真
- (2) シールを使用しようとする製品が本市の区域内で製造されたことを証する書類等(工程写真、出荷伝票の写し等)
- (3) その他( )

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

門真市長(氏 名)印

門真市制施行60周年記念「Made in KADOMA」PRシール  
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました門真市制施行60周年記念  
「Made in KADOMA」PRシールの使用につきまして、下記のとおり使  
用を決定しましたので、門真市制施行60周年記念「Made in KADOMA」  
PRシール交付事業実施要綱第6条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 使用する製品名・型番
- 2 使用・交付枚数
- 3 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 使用の条件



様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

門真市長（氏 名）

門真市制施行60周年記念「Made in KADOMA」PRシール  
不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました門真市制施行60周年記念  
「Made in KADOMA」PRシールの使用につきまして、下記の理由によ  
り使用することができませんので、門真市制施行60周年記念「Made in  
KADOMA」PRシール交付事業実施要綱第6条第3項の規定に基づき通知しま  
す。

記

- 1 製品名・型番
- 2 使用できない理由

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

住 所

会社名・屋号

代表者氏名

門真市制施行60周年記念「Made in KADOMA」PRシール  
変更交付申請書

年 月 日付けで交付決定を受けた門真市制施行60周年記念  
「Made in KADOMA」PRシールの使用について、申請内容を変更した  
いので、門真市制施行60周年記念「Made in KADOMA」PRシール交付  
事業実施要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更内容
- 2 変更理由

様式第5号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

門真市長（氏 名）

門真市制施行60周年記念「Made in KADOMA」PRシール  
変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更の申請がありました門真市制施行60周年記念  
「Made in KADOMA」PRシールの使用について、次のとおり変更を決  
定しましたので、門真市制施行60周年記念「Made in KADOMA」PR  
シール交付事業実施要綱第7条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 使用する製品名・型番
- 2 使用・交付枚数
- 3 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 決定した変更の内容
- 5 使用の条件

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

住 所

会社名・屋号

代表者氏名

門真市制施行60周年記念「Made in KADOMA」PRシール  
使用中止届出書

年 月 日付けで交付決定を受けた門真市制施行60周年記念  
「Made in KADOMA」PRシール使用について、使用を中止したいので、  
門真市制施行60周年記念「Made in KADOMA」PRシール交付事業実施  
要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 中止理由
- 2 未使用シール枚数

様式第7号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

門真市長（氏 名）印

門真市制施行60周年記念「Made in KADOMA」PRシール  
交付決定取消通知書

年 月 日付けで申請のありました門真市制施行60周年記念  
「Made in KADOMA」PRシールの使用について、門真市制施行60周年  
記念「Made in KADOMA」PR事業実施要綱第12条第2項の規定により、  
下記の事由により決定を取り消しましたので通知します。

記

1 取消事由

2 必要な措置

様式第8号（第14条関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

住 所

会社名・屋号

代表者氏名

門真市制施行60周年記念「Made in KADOMA」PRシール  
使用実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた門真市制施行60周年記念  
「Made in KADOMA」PRシールの使用について、使用が完了しました  
ので、門真市制施行60周年記念「Made in KADOMA」PRシール交付事  
業実施要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 使用製品及びシール使用枚数等

使用した製品名・型番	
シール使用枚数	大サイズ 枚 小サイズ 枚
シール使用期間	年 月 日～ 年 月 日
シール使用製品の月間 出荷数量	約 個
シール使用製品の最終 販売先	1. 北海道 2. 東北 3. 関東甲信越 4. 中部北陸 5. 近畿 6. 中国 7. 四国 8. 九州 9. 海外(国名: )

シール使用による効果	
------------	--

※シールを使用した製品が複数ある場合は、適宜上の表を追加してください。

## 2 担当者連絡先

部署・役職		氏名	
TEL		FAX	
E-mail			

添付書類

シールを使用したことが分かる製品の写真